

付属資料

<資料1> 「目黒区多文化共生区民フォーラム提言」

<資料2> めぐろ多文化共生推進指針検討委員会設置要領

目黒区多文化共生区民フォーラム

提言

付属資料

2016年3月30日

目黒区多文化共生区民フォーラム
公益財団法人目黒区国際交流協会

多文化共生ビジョン「めぐろ、まちのデザイン」

目次

はじめに・・・・・・・・ 東京工業大学留学生センター教授 野原 佳代子

0 活動の記録

1 提言概要

2 国内環境の変化

2-1 直近10年の日本国内における外国人の位置づけの変化

2-2 主な出来事

3 目黒区の外国人居住者状況

3-1 住民人口

図表1 目黒区の人口推移

図表2 目黒区における外国人住民の国別人数

3-2 外国人相談窓口（目黒区総合庁舎1F）への相談件数

図表3 外国人相談窓口の相談内容別件数

図表4 外国人相談の受付件数

図表5 外国人相談の言語別人数

4 課題はどこにあるか

4-1 フォーラムで多く聞かれた意見

4-2 その他（抜粋）

5 提案

5-1 多文化共生ビジョン「めぐろ、まちのデザイン」及び具体的多文化共生プラン作成

図表6 多文化共生社会を実現するためのPDCAサイクル

5-2 提案する具体的施策

① 外国人支援の地域サポート制度：育成と配置・展開

図表7 ボランティア人材のイメージ

図表8 地域人材活用の参考例

図表9 目黒区の外国語ボランティア

図表 10 地域拠点のイメージ図

図表 11 目黒区における地域拠点区有施設の一例

② さくら 110 番

図表 12 「こども 110 番の家」ステッカー

図表 13 「こども 110 番の家」の現状とカバー状況

図表 14 外国人支援の地域サポーター制度の段階的展開

③ 多彩な言語や記号、ビジュアル等を利用したわかりやすい情報提供

④ 住民同士の顔の見える「ふれあい」の場と機会を創る

図表 15 目黒区と桜（外国人にとって日本のシンボル）をかけ
合わせたアブストラクトなサインの一例

図表 16, 17 サインがわかりやすく生活の一部になっている海
外の具体例

おわりに・・・・・・・・・・・・ 目黒区国際交流協会 理事 侯 曙茜

【資料編】

1 起草に際して参考にした各地域の取り組み／事例・参考文献

2 全体会、分科会での参考資料

3 フォーラム開催資料

4 フォーラム通信

はじめに

2020 年の東京オリンピック・パラリンピック開催に向け、各自治体レベルで準備が進む中、これまで何気なく使われてきた国際化、異文化交流、多文化共生といった概念があらためて見直される機会となっている。一方、これまで目黒区では国際化計画・多文化共生プラン策定に向けた取り組みはとくになされてこなかった。その状況下、目黒区の支援の下、H27 年 5 月より目黒区国際交流協会の主催で「多文化共生区民フォーラム」が始まって以来、約 1 年が経過した。開催ごとに、課題意識を持つ多くの区民参加者が自発的に集まり、目黒区ではどのように日本人と外国人居住者がともに暮らし、豊かに共生していくか、目指したい方向性をあらためて問い合わせし、議論を重ねてきた。この報告書「多文化共生ビジョン『めぐろ、まちのデザイン』」では、この 1 年間の取組みを簡単に説明するとともに、得られた成果、とくに明確化した現状の問題点と課題、改善のための施策案について詳しく報告し、行政に向けた区民からの提言としたい。

フォーラムに継続的にご参加くださった区民の皆さんには、ボランティア、ビジネス、デザイン、言語、教育等それぞれご活躍の分野から、あるいは自身が海外で「外国人」として生活した経験から、豊富な知見とご意見を提供していただいた。その中で、一見すると問題なく生活し活躍しているがらも、実際は切実に支援を必要としている外国人居住者の姿が、矛盾するように見えながら実は当然のこととして同時に存在することが、徐々に浮き彫りになってきた。

「居住者同士のふれあいや交流」と「外国人居住者支援」は、別のように見えて生活上は表裏一体にある。日々の暮らし、子どもの教育、用いることばやメディア…といった多様な面での現況と支援ニーズ、さらには日本人と外国人居住者が情報を分かち合い私たち全体が豊かになっていくための交流のアイデア等が施策案には盛り込まれている。どのアイデア、提言をとっても、その内容は参加者の多文化交流の経験と、そこから得た価値観に基づいている。

議論によって生まれたこれらのアイデアが今後より検討され、実行に移され、実体ある「多文化共生」へつながっていくには、行政によるしくみづくりと継続的なサポートが何よりも不可欠である。この報告書が、区民からの意見と目黒区による国際化プラン、多文化共生への施策をつなぐ架け橋となれば幸甚である。今回の取り組みにあたり、真夏の猛暑日にも、凍えるような寒い日にも、辛抱強くフォーラムに足を運び議論を積み重ねてくださった区民のみなさ

まに、あらためて感謝の意を表したい。今後も、形を変えて活動が進んでいくこと、より多くの外国人居住者の方々に議論に加わっていただけること、さらにはこの提言書が、外国人が「住みたい」と選ぶまちづくりへ、日本人・外国人がともに暮らし方をデザインしていくる目黒区へ向けて、第一歩となることを祈りたい。

2016年2月24日

東京工業大学 留学生センター教授 野原 佳代子

0 活動の記録

区民参加者の自由な発想と意見出しが可能になるよう、外国人区民を招いたシンポジウムによる情報提供、分科会に分かれての議論、ワールドカフェ形式の導入等、多様な方法を用いて議論を進めた。大きな流れは以下の通りである。

第1回	5月30日	シンポジウム（65名）
第2回	6月20日	ワールドカフェ（30名）
第3回	7月11日	2つの分科会に分かれて議論　外国人支援グループ・ふれあいグループ（25名）
第4回	9月19日	同（20名）
第5回	10月3日	中間発表会（25名）
第6回	11月21日	全体で議論（25名）
第7回	12月19日	最終発表会（52名）
第8回	2月7日	MIFA国際交流フェスティバル開会式にて区長に活動報告

5月・6月時点での幅広い意見出しから、外国人居住者のための支援を充実させる方向性と、多文化を持つ人々との交流やふれあいを促進する方向性の、ゆるい2つの流れが見られたため、その後は2つの分科会を形成し議論を継続した。正式なフォーラム開催日は上記の通りだが、この8回以外にも有志メンバーで少人数の会合を持ち、発表会の準備等を進めた。最終発表会では支援・ふれあいという2方向のアプローチから施策提案を作り発表するに至ったが、日本人・外国人居住者の豊かな共生には両方が必要であり、また両者は分けられるものではなく表裏一体であると見る考えが多かったところから、本報告書では両者を統合し「めぐろ、まちのデザイン」の形で提出する。

1 提言概要

目黒区は、多文化共生を実現するために：

- 多文化共生ビジョン「めぐろ、まちのデザイン」をつくります。
- それをベースに多文化共生の基本計画・活動計画をつくります。
- 計画の実現を継続的にサポートしチェックする機関を設置します。

具体的施策の例として：

- ①目黒区はボランティアを主体とした外国人地域サポーターを募集・育成し、サポーターを外国人相談の窓口として地域拠点に配置します。
- ②こども110番の家を参考にした地域サポートネットワークをつくります。
- ③多彩な言語や記号を使ってまちをデザインし、外国人にも日本人にもわかりやすい情報提供をします。

- ④住民同士の顔が見える、ふれあいの場と機会を創ります。

2 国内環境の変化

2-1 直近10年における外国人の位置づけの変化

- ・経済活動のグローバル化が進展し、国をまたいだ人材の移動が増えていく中、行政（国家～地方）は外国人を「住民」と位置付けるようになった。
- ・外国人住民は今後も増えていき、市民としての活き活きとした生活や、地域社会への貢献や参画が、社会的課題と言える。なお、本報告書ではフォーラムで多用された「外国人居住者」を使用する。

2-2 主な出来事

2006年 地域における多文化共生推進プラン（総務省）の策定

⇒国が外国人を地域で生活する住民として捉える。外国人が一時的な滞在の「お客様」から「居住者」「就労者」へ

2011年 東日本大震災発生とその後の災害対策施策

⇒外国人住民の緊急時の福祉行政の拡充

2012年 新・在留管理制度の施行

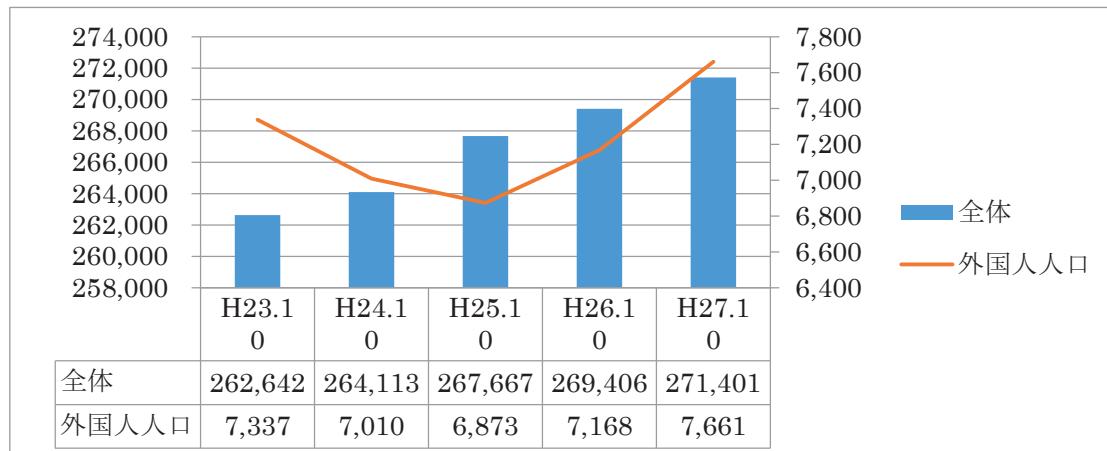
⇒外国人住民のさらなる定着が進む

3 目黒区の外国人居住者状況

3-1 住民人口

- ・目黒区に登録している外国人住民人口は7,661人（平成27年10月1日現在）。
- ・外国人住民は目黒区全体の3%弱を占め、ここ2年は急激に増加している。
- ・様々な国籍＝価値観の異なる外国人住民が目黒区民として生活している。

図表1 目黒区の人口推移 出典：東京都総務局統計部ウェブサイト（人）



図表2 目黒区における外国人住民の国別人数

	H27年10月	H26年1月	増減(人)	%
全体	7,661	6,982	679	109.7
中国	1,784	1,613	171	110.6
韓国・朝鮮	1,522	1,464	58	104.0
米国	810	718	92	112.8
フィリピン	494	511	△17	96.7
英国	356	307	49	116.0
ネパール	269	229	40	117.5
インド	174	132	42	131.8

出典：東京都総務局統計部ウェブサイト (人)

3-2 外国人相談窓口（目黒区総合庁舎1F）への相談件数

- ・相談件数が前年比で12%増加、来庁相談が全体の80%で前年比9.3%増加している。
- ・来庁による相談が最も多く、英語と中国語による相談が大半を占める。
- ・日本語での相談が減少し、日本語学習に関する相談が増加している。

図表3 外国人相談窓口の相談内容別件数

相談内容	H26年度	H25年度	増減	前年比
全体	3,542	3,163	379	+12.0%
医療	807	732	75	+10.2%
出入国・登録	698	616	82	+13.3%
税金年金	537	500	37	+7.4%
福祉	281	207	74	+35.7%
施設案内	144	134	10	+7.5%
教育	126	118	8	+6.8%
日本語学習	125	101	14	+23.8%

出典：目黒区国際交流協会

図表4 外国人相談の受付件数

	H26年度	H25年度	増減	前年比
全体	2,626	2,408	218	+9.1%
電話	516	507	9	+1.8%
来庁	1,998	1,828	170	+9.3%
翻訳	112	73	39	+53.4%

出典：目黒区国際交流協会

図表5 外国人相談の言語別人数

	H26年度	H25年度	増減	前年比
英語	1,626	1,513	113	+7.5%
中国	736	611	125	+20.5%
日本語	193	206	△13	-6.3%
ハングル	29	30	△1	-3.3%

出典：目黒区国際交流協会

4 課題はどこにあるか

多様なバックグラウンド・文化・価値観を持つ人々との豊かな共生に向けて
4-1 フォーラムで多く聞かれた意見

- ・目黒区には比較的、学歴、仕事、日本語力等の面でしっかりした外国人居住者が多いが、それでも日々の暮らしにおいて情報が行き届かず困っている現状がある。
- ・とくに医療、(子どもの)教育、年金、行政サービスの情報がない、あってもわかりにくい。たとえば配布物や街中の掲示板の難しい日本語が読めず、区や街からの情報が届かない。
- ・外国人居住者が地域の活動に参画しにくく、気軽に立ち寄れる居場所がない。
- ・日本人と外国人の間には言葉の壁、心の壁と制度の壁の3つの障壁がある。
- ・現在の外国人相談窓口だけではニーズに応えきれない。

4-2 その他（抜粋）

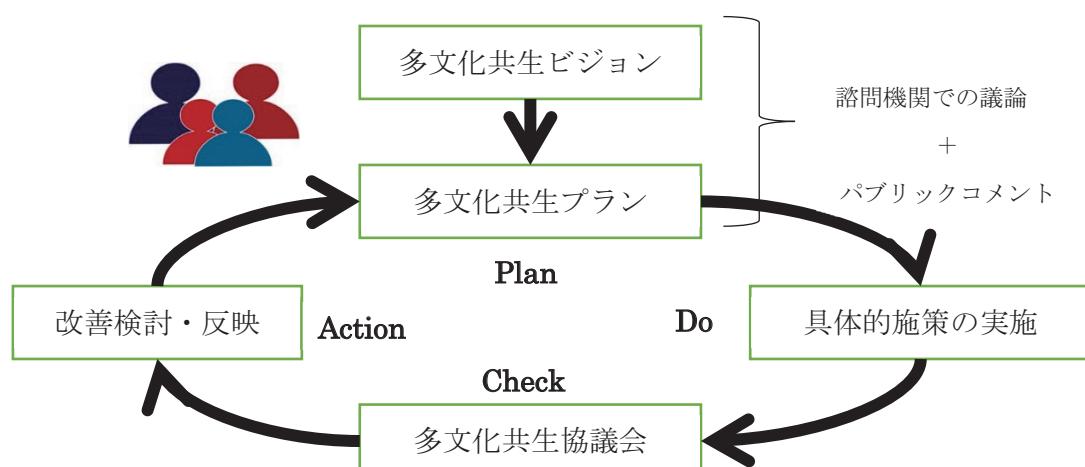
- ・日本語の壁が高く、仕事に就けても単純労働が多く母国でのキャリアが生かされない。
- ・日本文化の壁が高く、知らずに礼儀や常識に反する行動をとってしまうことがある。

- ・学校での日本語初期指導が、20時間（2時間×10回）と非常に少なく困っている外国人の子どもが多い。そうした声が表に出ないところが問題である。
- ・通訳ボランティア、あるいは有償ボランティアサービスの制度が目黒区はない（私生活での通訳）。
- ・日本人・外国人の子ども／大人が日常生活の中で自然に国際交流を経験する場がない。
- ・たとえば美術館や博物館を外国人に無料で開放し文化体験をしてもらうような試みが目黒区はない。

5 提案（1を詳細に説明）

5-1 多文化共生ビジョン「めぐろ、まちのデザイン」および具体的多文化共生プランを作成

- ・区民（日本人・外国人）や有識者を交えた多文化共生の諮問機関を立ち上げ具体的な施策を策定する。
- ・計画と実行のPDCAを回すために、区民参加型の協議会を設置し、定期的にビジョンやプランの進捗度合いを評価して、外国人居住者に対する行政からの適切なサポートと改善につなげる。



図表 6 多文化共生社会を実現するための PDCA サイクル

5-2 提案する具体的施策

- ① 外国人支援の地域サポーター制度：育成と配置・展開
 - ・外国人相談業務を担えるボランティアを募集し、一定の研修機会と区役所窓口での実務経験を通じて人材を育成し、外国人を支援する地域サポーターに任命する。
 - ・サポーター育成のための研修は「やさしい日本語」、コーチング／聞く技術等を含む。

- ・目黒区の地域拠点（例：住区センター）にサポーターを配置し、居住地域で気軽に外国人区民の生活相談を受け付けられる体制を構築する。
- ・窓口相談以外に、電話やメールによる相談も受け付け相談しやすくする。

図表7 ボランティア人材のイメージ



図表 8 地域人材活用の参考例

種類	内容	登録人数
民生児童委員	生活上困っている人、一人暮らしの高齢者、児童のいじめや子育て等の問題を抱えている人などの相談を受け助言・調査、関係機関への連絡などをする。	225 人 (2013 年 12 月)
認知症 サポーター	認知症について正しく理解し、できる範囲で、認知症やその家族を見守り支援する。認知症サポーター講座を受講することでサポーターになれる。	6,135 人 (2015 年 3 月)
高齢者見守り サポーター	地域のボランティアが高齢者等をゆるやかに見守り、何かあったら地域包括支援センターに連絡することで地域の高齢者を支える。	年 2 回の講習会。 登録制でない。

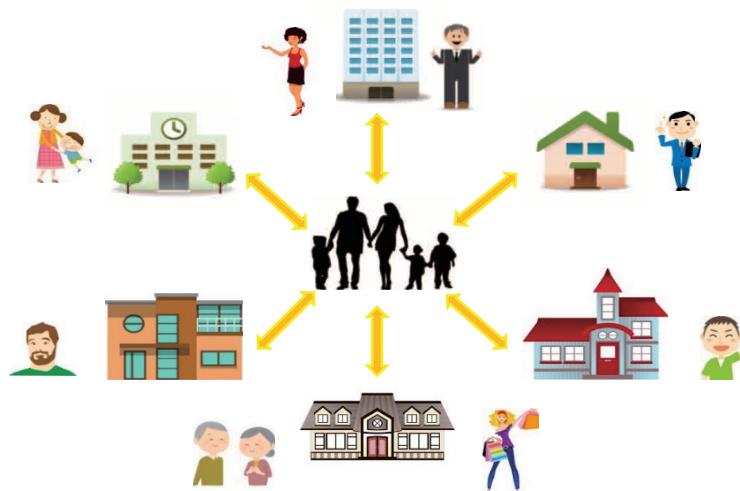
出典：目黒区公式ホームページ他

図表 9 目黒区の外国語ボランティア

種類	内容	登録人数
MIFA 外国語 ボランティア	英語・中国語・フランス語・スペイン語・ロシア語・ドイツ語など。	96 人 (2015 年 4 月)
防災語学 ボランティア	地域の防災訓練への参加、災害発生時の災害情報の通訳・翻訳、外国人区民等からの問い合わせや相談への対応、復旧・復興時の避難所における通訳等、防災対策、災害発生から復興までの外国人区民等の支援のために、無理のない範囲で活動するボランティア。	12 か国語 66 人 (2015 年 4 月)

出典：目黒区国際交流協会、目黒区公式ホームページ

図表 10 地域拠点のイメージ図



図表 11 目黒区における地域拠点区有施設の一例

区有施設名	拠点数
住区センター	24 か所（含分室 2）
図書館	8 か所
児童館	14 か所
社会教育館等 青少年プラザ	6 か所
老人いこいの家	24 か所

出典：目黒区公式ホームページ

② さくら110番

- ・警視庁こども110番の家の仕組みを参考とし、何かあった際にはいつでも駆け込んで相談できる「さくら110番」の支援ネットワークを構築する。
- ・協力してくれる家庭や事業所にステッカーを貼り、困ったときに訪問したり、電話やメールで相談したりできる地域の世話役として活躍してもらいます。参考例として「こども110番の家」をあげます。

図表 12 「こども 110 番の家」ステッカー



図表 13 「こども 110 番の家」の現状とカバー状況

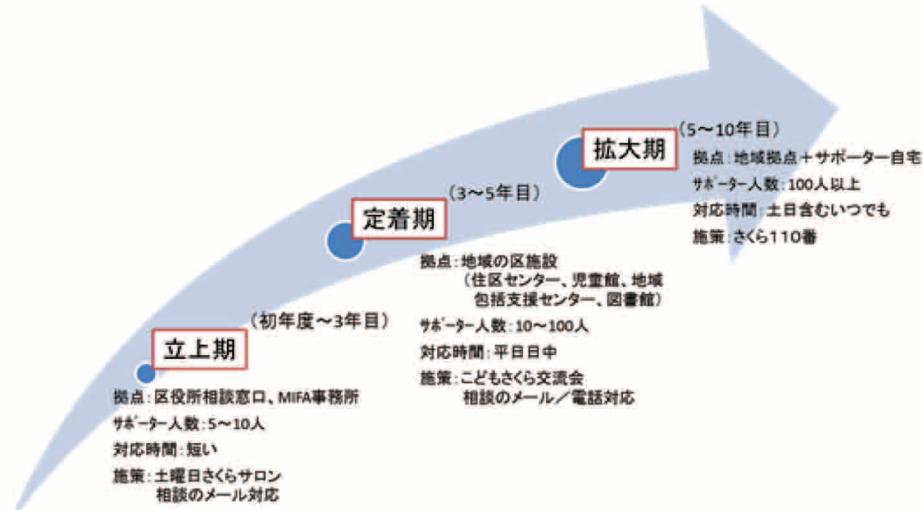
目黒区内登録数 ※H27.3.31 現在 1,912 軒

目黒区	実数	一軒あたり
6~15 歳人口 (H27.11.1 現在)	17,454 人	9.1 人
世帯数 (H27.11.1 現在)	151,431 世帯	85 カ所
事業所数 (H24.2.1 現在)	10,995 カ所	
面積	14.67 km ²	7,672 m ² ⇒約 80m×90m

出典：目黒区公式ホームページ

- 付属資料
- ・地域サポート制度は、段階的展開を想定している（図表 14 参照）。仮説＆検証をくりかえし現実に即した制度の在り方を模索すべきであり、かつ最初の一歩を踏み出すことが大切であるためである。

図表 14 外国人支援の地域サポート制度の段階的展開



- ③ 多彩な言語や記号、ビジュアル等を利用した、わかりやすい情報提供
- ・適切な言語や記号を駆使し、わかりやすく生活案内を提示する。必要に応じて英語をはじめとする外国語、やさしい日本語（普通の日本語より簡単で、外国人にも分かりやすいように配慮された日本語）、イメージで覚えられるシンボルやアイコン、ピクトグラム等を使い分ける。

図表 15 目黒区と桜（外国人にとって日本のシンボル）をかけ
合わせたオリジナルなサイン例
(東京工業大学 大学院生作成)



具体例：

- ・行政文書や学校、医療機関等からの通知文書に、1～3行の簡潔な英語サマリーを添える（いつまでに何をすべきか、たとえば「新生児の○○ワクチン接種は○歳まで○毎に1回、合計○回」等）。
- ・病院での初診の仕組み（紹介状がどこでもらえるか等も入れ込む）、犯罪に出会ったときの対処、災害時の対応等をフローチャート化して配布する。
- ・知らないとトラブルになりやすい日本のマナーや地域の季節行事等の文化情報についても、わかりやすくまとめたカードを作成し配布する（区役所や郵便局等を利用）。
- ・それらの情報を、SNS等を利用して周知する。
- ・区役所等の窓口担当者が、やさしい日本語による外国人居住者への応対ができるようにする。
- ・地図上に、避難場所等のサインを載せ、現地にそれと同じサインの3Dオブジェを配置する等、重要な情報は日頃から生活の一部として記憶に残るように工夫する。
- ・その他の活用策として、コインロッカーや待ち合わせ場所、託児所、駐車場等、多様な用途にも展開する。
- ・ビジュアルと言語を利用した、目黒区ならではのデザインの構築を目指し、区在住のデザイナーや外国人居住者、区民が参加する公募によるチーム編成、その活動へのサポートを目黒区が行う。

図表 16, 17 サインがわかりやすく生活の一部になっている海外の具体例

英国の地下鉄



ドイツの薬局



<http://www.dreamstime.com/royalty-free-stock-photography-underground-london-public-subway-image11848587>

<http://kantandoitsugo.seesaa.net/article/26493536.html>

④ 住民同士の顔の見える「ふれあい」の場と機会を創る。

- ・気軽に地域の情報を交換し文化交流ができるイベントを継続的に企画・運営する。

具体例

- ・生活感のある地元情報に焦点を当てる「穴場すぎる〇〇シリーズのようなイベントを提供する。
- ・たとえば「穴場すぎる目黒のアート体験場所」、あるいは中国出身の住民が主導する「穴場すぎる北京の朝粥の店」等。
- ・企画や運営は外国人居住者を含む区民のグループが主導する。
- ・夜間・休日に利用できる交流スペース及び多様な情報の受発信の仕組み（SNSの活用や駅・郵便局等での掲示による広報）の構築等を目黒区が提供する。
- ・目黒区に14か国ある大使館や他の行政体との仲介サポートも効果的と考える。
- ・具体的施策案①外国人支援の地域サポート制度とも関係するが、外国人居住者もボランティア活動に登録・参加しやすい制度づくりもこれらの活動に不可欠である。

5.3 その他 目指す目黒区のあり方や提案・意見

- ・多文化の化学反応で新しい文化やビジネスが生まれる先進エリア。
- ・外国籍の方から選ばれるまち。
- ・緊急時に、外国人が日本人と同様に支援を受けられるまち。
- ・外国人居住者に企画段階から協力してもらうことが「国際都市目黒」のデザインの成功につながる。

- ・やさしい日本語の習得のため、行政職員向けに研修を行う等さらなる普及を。
- ・外国人・日本人がそれぞれの言語や文化を学び合う相互学習の機会の充実を図る。
- ・各種施策の実施に際し、大使館の文化担当の協力を得るとより充実した内容が実現できる。
- ・子ども向け絵本の多言語読み聞かせ活動の活性化をはかる。
- ・有事のときも日本人・外国人の隔てなく対応する心構えと訓練が行政・区民ともに必要である。

終わりに

「多文化共生区民フォーラム」の開催から1年となるのを前に、報告書として「多文化共生ビジョン」がまとめられ、住民からの「提言」を読むたびに、とても嬉しい思い、胸がいっぱいである。

ひとりの外国人として日本で暮らして20数年、私は、この間、東京をはじめとする日本社会と外国人の人たちとの接し方の変化を身近に体験してきた。20数年前に来日した人たちは、主としてビジネスや留学などという理由で日本に滞在し、得た成果を本国に持ち帰ったことが多かった。日本社会も、外国人の人たちに対する一般的なイメージは、「お客様」であったと思われる。

それから時が経過し、いまでは、日本社会に根を張って暮らす人々が増え、滞在のありようにも多様化が認められる。来日する条件が緩和され、外国人の人たちが暮らしやすい社会的土壌が育まれてきている。彼らは日本語ができなくても、それを使わなくとも暮らせることが、もはや普通になり定着化していく。日本社会に「外国人住民」という表現を生みだすまでになった。

今回の「多文化共生区民フォーラム」は、「交流」と「支援」という二つの視点を基軸として進められてきた。両者は一体として分けることはできないし、そのベクトルは双方向である。これまで、言葉の問題を中心とした各自治体の取り組みがあったと思うが、日本語学習といった観点はこれからも大切であるけれども、日々の暮らしに即した行政のさらなる対応が必要である上、外国人住民を社会の一員として迎える姿勢が肝要である。外国人住民にその考え方と文化を率直に発信してもらい、それを受信し身近に体験する、という相互交流こそが、眞の国際化に繋がる第一歩になり、定着しつつ外国人住民とともに、みんなで共生する社会をつくるという視点が求められている。

夢を語ることからはじめた議論は、共生の理念のもと、この提言に結実した。目黒区がこの提言をさらに具体化し、実行していくことが強く期待される。そして、行政の具体的政策と課題がでてきたとき、今度は行政をサポートする住民の知恵が生かされるべきであろう。その意味で、この提言は、決してバトンタッチを意味していない。今後も住民会議や研究会といった、諮問機関のような場を、制度の中に取り入れることが強く期待される。

最後に、これまでフォーラムに参加してくださり、またこの提言の執筆に加わった住民の皆さんに心よりお礼申し上げるとともに、情熱のやりとりを思い返しながら、筆を擱きたい。

2016年3月10日

公益財団法人目黒区国際交流協会
理 事 侯 曙 茜

【資料編】

1 起草に際して参考にした各地域の取り組み／事例・参考文献

大田区 [平成 27 年 3 月] 大田区多文化共生推進プラン（改定版）2015～2018
年度

東京都 [平成 28 年 1 月] 東京都多文化共生推進指針（素案）

新宿区多文化共生まちづくり会議 [平成 26 年 8 月 29 日] 新宿区多文化共
生まちづくり会議答申の他各種アウトプット

愛知県 [平成 25 年 2 月] 「やさしい日本語」の手引き
『デザインと記号の魔力』 高橋揚一 効果書房 2004.

『芸術文化の公共政策』 後藤和子 効果書房 2004.

『クリエイティブ・シティ』 原田泉（編著） NTT 出版 2007.

減災のための「やさしい日本語」

<http://human.cc.hirosaki-u.ac.jp/kokugo/EJ1a.htm>

2 全体会、分科会での参考資料

総務省 [平成 18 年 3 月 27 日] 地域における多文化共生推進プランにつ
いて

豊田市 [平成 26 年 12 月] 豊田市の国際化（現状と取組）

埼玉県 [平成 24 年 7 月] 埼玉県多文化共生推進プラン
板橋区多文化共生まちづくり検討会 [2010 年 3 月] 答申

神奈川県 [2013 年 3 月] かながわ国際施策推進指針

岩手県 [平成 27 年 3 月] 岩手県多文化共生推進プラン（改定版）

浜松市 [2013 年 9 月 1 日] 浜松市多文化共生都市ビジョン

長野県 [平成 27 年 3 月] 長野県多文化共生推進指針

足立区 [平成 22 年 3 月] 足立区多文化共生推進計画

愛知県 [2013 年 3 月] あいち多文化共生プラン

八王子市 [平成 25 年 3 月] 八王子市多文化共生推進プラン

東村山市 [平成 26 年 2 月] 東村山市多文化共生推進プラン

港区 [平成 27 年 3 月] 港区国際化推進プラン

田原市 [平成 26 年 3 月] たはらグローカルシティ推進プラン

文化審議会国語分科会 [平成 22 年 5 月 19 日] 日本語教育の標準的なカリ
キュラム案について

文化審議会国語分科会 [平成 23 年 1 月 25 日] 日本語教育の標準的なカリ
キュラム案活用のためのガイドブック

文化審議会国語分科会 [平成 24 年 1 月 31 日] 日本語教育の標準的なカリ
キュラム案教材集

文化庁文化部国語課　〔平成25年2月18日〕日本語教育の推進に向けた基本的な考え方と論点の整理について

第8期葛飾区社会教育委員の会議　〔平成25年1月〕国際化、グローバル化する社会を生きる子供の育成について（提言）

調布市　〔平成27年3月〕調布市公共サイン整備ガイドライン

池上重弘　〔2015年2月5日〕多文化共生施策の動向と図書館の役割

目黒区　〔平成21年10月〕目黒区基本計画

目黒区　〔平成25年7月〕目黒区災害時要援護者支援プラン

目黒区　〔平成26年8月〕目黒区の健康福祉

目黒区教育委員会　〔平成26年8月〕目黒区の教育

3 フォーラム開催資料

4 フォーラム通信

めぐろ多文化共生推進指針検討委員会設置要領
(設置)

第 1 条 多文化共生社会の実現を目指し、推進計画の策定や重要な課題について検討するため、めぐろ多文化共生推進指針検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 検討委員会は、次の事項を所掌する。

- (1) 多文化共生推進指針の策定に関する事項。
- (2) その他委員長が必要と認める事項。

(構成)

第 3 条 検討委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 文化・スポーツ部長
- (2) 文化・スポーツ部文化・交流課長
- (3) 企画経営部政策企画課長
- (4) 地域政策室地域政策調整課長
- (5) 企画経営部広報課長
- (6) 総務部人権政策課長
- (7) 危機管理室防災課長
- (8) 区民生活部地域振興課長
- (9) 区民生活部地区サービス事務所長
- (10) 健康福祉部健康福祉計画課長
- (11) 健康推進部保健予防課長
- (12) 子育て支援部子育て支援課長
- (13) 都市整備部住宅課長
- (14) 環境清掃部清掃リサイクル課長
- (15) 教育委員会事務局学校運営課長
- (16) 教育委員会事務局教育指導課長

2 検討委員会には、オブザーバーとして公益財団法人国際交流協会事務局長が出席するものとする。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 検討委員会に委員長及び副委員長各 1 人を置く。

2 委員長は、文化・スポーツ部長とし、会務を総理する。

3 副委員長は、文化・スポーツ部文化・交流課長とし、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(招集)

第5条 検討委員会は、委員長が招集する。

2 会議は、原則として公開とする。

(意見聴取)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明を求め、又は意見を聞くことができる。

(事務局)

第7条 検討委員会の庶務は、文化・スポーツ部文化・交流課が担当する。

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

付 則

この要領は、平成28年6月10日から施行する。